

民生委員・児童委員とは

地域住民の一人として、地域福祉を担う無報酬の「地方公務員」です
地域のよき「相談相手」、専門機関の「つなぎ役」として、誰もが住みよい、
福祉のまちづくりを推進しています

- ▶ 民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱されます(任期は3年)
- ▶ 静岡県で約7千人、全国で約23万人の民生委員・児童委員が活動しています

主任児童委員とは

子どもや子育てに関する支援を「専門に担当」する民生委員・児童委員です
(担当区域はもちません)

- ▶ 学校や児童福祉機関等との連絡調整や民生委員・児童委員と連携して子育ての支援や児童の健全育成活動などを行います

民生委員・児童委員には

「守秘義務」があり、秘密は守られます

- ▶ 民生委員・児童委員には守秘義務があり、個人情報やプライバシーに配慮した支援活動を行っていますので、安心してご相談ください
- ▶ 守秘義務は、委員退任後も引き続き課せられます



〈住民を見守り、支えるネットワーク〉

民生委員・児童委員は、地域の民生委員児童委員協議会(地区民児協)に属してその一員として活動します。
民生委員・児童委員は、行政、関係機関、事業者等と連携・協力して地域福祉を推進しています。



お問い合わせ

お住まいの地域の民生委員・児童委員にご相談ください
地域の委員がわからない場合には、市町の民生委員・児童委員担当課にお問合せください